



新制度に期待を寄せて さらなる利便性向上をめざして!!

茨城県行政書士会
会長 國井 豊

この紙面をお目通しいただく頃には、少しずつ秋の訪れを感じていることでしょう。実りの季節となりました。会運営も収穫へ向けて、各担当部それぞれ事業を推進しております。月並ですが、会員の皆様のご理解、ご協力の賜物であり、心より感謝御礼申し上げます。

注目された参議院議員選挙、東京都知事選挙も終わり、選挙フィーバーから一転、内閣や党の人事を経て、国民の幸せのため、公約実現に向けて本格的な施策展開がスタートいたします。衆参ともに、3分の2以上の議席を占める安定的な政権基盤は、きわめて稀であり、つねに国民目線を保つことが出来れば、理想の政治が実現できるはずです。大いに期待したいと思います。

一方で、絶対的な数は、歴史を振り返ってみても、政治を一方向へと振れさせる傾向にあります。もちろん、無関心やあきらめが、拍車をかけることは、言うまでもありません。私たちもそれぞれの立場から、つねに関心を持つことが大切です。時に議員との対話によって、永田町の論理から国民の論理へと、原点回帰させることも、より社会に信頼される行政書士の責任ではないでしょうか。

ところで、法定相続情報証明制度（仮称）の創設が、土業界の耳目を集めております。今年6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2016』等の安倍政権の指針にもとづき、法務省民事局において新設へ向け検討されているようです。相続登記未了が、所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる要因の一つとして捉え、相続登記の促進を図ることで、それら諸問題の発生を未然に防ぎ、社会全体の底上げに繋げていこうとするものです。

相続関係業務は、行政書士の主幹業務であ

り、突然のマスコミ報道によって知らされた会員からは、問い合わせが相次ぎました。通常、関係する業界団体や専門家との調整や意見聴取等があり、日行連からの情報連絡によって、会員への周知となります。俗に言うマスコミの特報なのか、行政が地ならしのアドバルーンを上げたのか、定かではありませんが、今のところ国民目線、行政手続きの利便性向上のため、平成29年度運用開始をめざしているようです。

ここで重要なことは、制度創設から、行政書士会がどのように関わっていくのか、制度の中で行政書士がどのように位置づけられるのか、ということに尽きます。それらは、国民目線であることは、論を待ちません。「相続登記の促進」「登記所への申請」「登記官による証明」と謳われれば、相続手続の中で、司法書士の業務拡充、行政書士の業務縮小を想起してしまうかもしれません。しかしこの証明書は、現状の手続きで行政書士が作成している相続関係説明図の公的認証であり、申請手続きは行政書士の独占業務と定義できるはずです。

また、相続登記が先行しておりますが、担当局の意図するところは、同一の戸籍関係書類一式を、登記所や金融機関等に何度も提出する必要性をなくし、「相続関係手続全般の社会的コストの削減」を図ることであり、相続全般の促進です。そこから考えても、行政書士を関わらせない合理性は皆無で、むしろこれらの活用によって、いかに国民の利便性向上を追求できるかということであろうと思います。ご意見等あればお聞かせください。即、提言いたします。

まだまだ暑い日が続いております。くれぐれもご自愛の上、ご活躍ください。